

用語の解説

1. 各項目共通

○公害

「公害」という言葉は、産業公害、都市公害、食品公害、農薬公害などいろいろな意味で使われている。これについて、環境基本法第2条では「公害」とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化する事を含む）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。

しかし、最近では環境全体の調和や秩序をみだすものとして「環境汚染」、あるいは「環境破壊」という言葉と同じ意味で「公害」を幅広くとらえようとする傾向がある。

○特定施設

事業場における施設のうち、生活環境悪化が予想されるものとして、法令で届出が義務づけられている施設のこと。

○環境基準

環境基準法第16条に基づいて定められた、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいう。環境基準は、公害防止に関する各種の施策を実施する上で行政上の達成すべき目標であり、直接に公害の発生源を規制するものではない。

現在までに、大気（5物質）、水質（健康項目23、生活環境項目9）、騒音（一般、航空機、新幹線）、土壌について環境基準が設定されている。

○規制基準

騒音規正法、振動規正法に基づく特定工場等において発生する騒音、振動の敷地境界線における許容限度をいう。また悪臭防止法に基づく悪臭物質を排出させる事業場の敷地境界線における許容限度をいう。これには改善命令、罰則等の強制力が伴う。

○排出基準、排水基準

大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく規制対象施設、工場から排出される汚染物質の許容限度をいう。規制基準と同じく、改善命令、罰則等の強制力が伴う。

○上乘せ基準

総理府令で定めた基準値に対して、その地域実情に合うよう都道府県が条例で定めたより厳しい基準をいう。

○公害防止協定

公害防止のひとつの手段として、地方自治体や住民等が企業との間で締結する協定をいう。企業の責務内容を法令より厳しく定め、企業が自主的に公害防止に努めるもの。

2. 大気汚染関係

○K値規制

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物の許容排出量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数。K値は地域ごとに定められ、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しくK値の値も小さくなる。

○Nm³（ノルマル立方メートル）

気圧の体積は圧力、温度によって変化するので、量を比較するには一定の状態に換算する必要がある。大気汚染防止法においては、1気圧、0°Cの標準状態に換算して表示する。

○ppm（百万分率）

含有比率などで用いる濃度単位で 1ppm=0.0001% で換算できます。

1m³ (=1,000,000cm³) に 1 cm³ の物質が含まれるとき、百分率で計算すると 0.0001% となりますから、つまり 1ppm となります。

○硫黄酸化物・窒素酸化物

ともに、化石燃料を燃やすことで発生するガスです。化石燃料には、製造過程である程度除去されるものの、硫黄分や窒素分が含まれています。

このガスが大気中で太陽紫外線により反応し（光化学反応）、有害な物質（光化学オキシダント）となり、いわゆる光化学スモッグと呼ばれる2次的汚染を起こす。

○ばいじん

燃焼ガスのススや破砕などに伴うホコリなどのこと。スス、土ホコリ、花粉など長期間にわたり大気に浮遊するものを「浮遊ばいじん」、スパイクタイヤによる粉じんなど、短期間で沈降しやすいものを「降下ばいじん」という。

3. 悪 臭

○臭気の試験方法

臭気は、単一成分の場合はほとんどなく、複合的なものであるため、人間の嗅覚を利用する方法が最も実態に合致する。これを臭気の「官能試験法」といい、代表的な評価方法として「三点比較式臭袋法」があります。

これを数値化するために、臭気を無臭空気希釈して、その臭気を感じなくなる希釈倍率により計算で求め、これを臭気濃度とする。

4. 水質汚濁関係

○公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域及びその他公共の用に供される水域を言いますが、地下水や工場敷地内の排水路は含まれない。

○一般項目（生活環境項目）

環境基本法の生活環境に係る環境基準に指定されている項目を指し、河川の場合は pH、BOD、SS、D₀、大腸菌群数、また海域の場合は pH、COD、SS、D₀、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）の項目がある。

○健康項目

環境基本法の人の健康に係る環境基準に指定されている項目を指し、23項目が指定されている。これらの物質は、慢性毒性もありまた急性毒性も強く人の健康を阻害する物質である。また将来、環境基準項目へ移行する可能性のある物質25項目を要監視項目として設定している。

○類型指定

環境庁告示により定められた「水質汚濁に係る環境基準」で、生活環境の保全に関する環境基準については、河川 6 類型・海域 3 類型・湖沼 4 類型に区分している。その類型を指定するのは、都道府県知事である。

○水質汚濁に関する水質項目について

①有機物による汚染の指標水質（代表例：糞便や食料品製造排水）

BOD（生物化学的酸素要求量）・COD（化学的酸素要求量）があり、ともに水中の微生物もし

くは薬品で分解できる有機汚濁物質の量を示す。

また、水中の微細な粒子（ゴミ）の量を示すSS（浮遊物質）もある。

特に糞便汚染の可能性を示す指標としては、大腸菌およびそれに類似した菌数を示す大腸菌群数がある。

②無機物による汚染の指標水質（代表例：化学工場排水やメッキ工場排水）

水銀、ひ素、クロムなどの重金属、シアンなどがある。これらは、慢性または急性毒物であり、人の健康に直接被害を及ぼす。

③油脂類による汚染の指標水質（代表例：食料品製造排水や機械部品洗浄排水）

動植物油脂や鉱物油などの量を示すn-ヘキサン抽出物、溶剤や部品洗浄として使用されているトリクロロエタンなどの有機塩素化合物がある。

④水の一般的性状を示す水質項目

アルカリ性・酸性の度合いpH（水素イオン濃度指数）、どの程度の物質が溶け込んでいるかを示すEC（導電率）、水中の酸素量を示すDO（溶存酸素量）がある。

これらの項目は何らかの汚濁があった場合変化するもので、季節変動もある。

5. 騒音・振動関係

○騒音レベル

音が小さくとも耳障りで大きく聞こえる音がある。音に対する人間の感じ方は周波数によって異なるので、騒音の大きさは物理的に測定した音の大きさを、周波数別に補正した結果で表わす。これを騒音レベルといい、デジベルまたはdB(A)を単位として表わす。

○等価騒音レベルと中央値

特に市街地の騒音は時間変動や変動幅が大きく瞬間値では評価できない。

したがって、統計的計算結果により評価する。平成10年までは中央値による評価であったが、平成11年より、住民反応が良好で国際的にも広く利用されている等価騒音レベルによる評価になった。

○要請限度

自動車からの騒音や振動が、総理府令でさだめる限度値を超えたとき、市町村長は、公安委員会に対し、道路交通法による通行の制限を要請や、道路管理者に道路構造の改善を要請することができる。

○特定建設作業

建設工事のうち、騒音・振動が発生する作業（くい打作業や削岩機などの使用）が該当する。

○振動レベル

振動の感じ方は、振幅、周波数などによって異なる。公害に関する振動の大きさは、物理的に測定した振動の加速度を周波数別に補正した結果で表す。これを振動レベルといい、dB（デシベル）を単位として表す。